

【表紙】	
【提出書類】	訂正報告書
【根拠条文】	法第27条の25第3項
【提出先】	関東財務局長
【氏名又は名称】	京橋興産株式会社 代表取締役社長 山下 修平
【住所又は本店所在地】	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号
【報告義務発生日】	該当事項なし
【提出日】	2022年1月31日
【提出者及び共同保有者の総数（名）】	該当事項なし
【提出形態】	該当事項なし
【変更報告書提出事由】	該当事項なし

【発行者に関する事項】

発行者の名称	株式会社シーアールイー
証券コード	3458
上場・店頭の別	上場
上場金融商品取引所	東京

【提出者に関する事項】**1【提出者（大量保有者） / 1】**

個人・法人の別	法人（株式会社）
氏名又は名称	京橋興産株式会社
住所又は本店所在地	東京都港区虎ノ門四丁目3番20号
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社シーアールイー 取締役執行役員 永浜 英利
電話番号	03-5572-6600

2【提出者（大量保有者） / 2】

個人・法人の別	個人
氏名又は名称	山下 修平
住所又は本店所在地	東京都渋谷区
事務上の連絡先及び担当者名	株式会社シーアールイー 取締役執行役員 永浜 英利
電話番号	03-5572-6600

【訂正事項】

訂正される報告書名	変更報告書 No.13
訂正される報告書の報告義務発生日	2022年1月19日
訂正箇所	2022年1月26日に提出いたしました変更報告書No.13の記載事項の一部に不備がありましたので、これを訂正いたします。

（訂正前）**第2【提出者に関する事項】****1【提出者（大量保有者） / 1】****（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】**

2021年9月10日

野村信託銀行株式会社を受託者として、1,000,000株について2021年4月15日付で、信託契約を締結し、2021年9月10日付「信託受益権質権設定契約証書」に基づき、999,000株にかかる信託受益権について質権設定しました。

2022年1月19日

提出者は、2022年1月19日付「有価証券担保契約証書」に基づき、2022年1月26日付で、株式会社三井住友銀行へ3,000,000株を担保として差し入れました。

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

1【提出者（大量保有者） / 1】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

2021年9月10日

野村信託銀行株式会社を受託者として、1,000,000株について2021年4月15日付で、信託契約を締結し、2021年9月10日付「信託受益権質権設定契約証書」に基づき、999,000株にかかる信託受益権について質権設定しました。

2021年10月19日

提出者は、2021年10月19日付で、S M B C 日興証券株式会社に対して、2021年10月19日から2022年1月24日までの期間、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、2021年10月19日に自己の計算で保有する発行者普通株式（潜在株式を含む）を売却等しない旨を合意しております。

2022年1月19日

提出者は、2022年1月19日付「有価証券担保契約証書」に基づき、2022年1月26日付で、株式会社三井住友銀行へ3,000,000株を担保として差し入れました。

（訂正前）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 保有株式のうち譲渡制限付株式割当契約により、割り当てられた譲渡制限付株式に関して、発行会社との間で下記の株式数につき、下記の譲渡制限期間において、譲渡、担保等の設定、その他の処分をすることができないものとされております。

16,400株 2018年12月10日から2021年12月9日

15,000株 2019年12月10日から2022年12月9日

13,200株 2020年12月10日から2023年12月9日

12,500株 2021年12月10日から2024年12月9日

（訂正後）

第2【提出者に関する事項】

2【提出者（大量保有者） / 2】

（6）【当該株券等に関する担保契約等重要な契約】

1. 保有株式のうち譲渡制限付株式割当契約により、割り当てられた譲渡制限付株式に関して、発行会社との間で下記の株式数につき、下記の譲渡制限期間において、譲渡、担保等の設定、その他の処分をすることができないものとされております。

16,400株 2018年12月10日から2021年12月9日

15,000株 2019年12月10日から2022年12月9日

13,200株 2020年12月10日から2023年12月9日

12,500株 2021年12月10日から2024年12月9日

2. 提出者は、2021年10月19日付で、S M B C 日興証券株式会社に対して、2021年10月19日から2022年1月24日までの期間、S M B C 日興証券株式会社の事前の書面による承諾を受けることなく、2021年10月19日に自己の計算で保有する発行者普通株式（潜在株式を含む）を売却等しない旨を合意しております。